

第1章 戦略ビジョン策定の背景

1. 生物多様性とは何か

石川県は、大きく加賀と能登の2つの地方に分けられます。加賀地方には、本県を象徴する山岳である白山がそびえ、日本有数の規模を誇るブナ林等があり、県鳥イヌワシをはじめとした多くの動植物が見られます。本県の水源地としてもきわめて重要であり、白山を水源とする手取川は本県で最大の河川であり、豊富な水資源は農業用水や生活用水ばかりでなく工業用水として多くの工場立地を支えています。また、金沢平野の広い水田地帯や河北潟等の潟湖、加賀市から金沢市、かほく市にかけ、奥山と平野部、市街地の間に里山が広がっています。

一方、能登地方には長い海岸線が様々な景観を作り出しています。荒々しい海崖が続き、冬には「波の花」が舞う外浦、波穏やかな七尾湾、ゆるいカーブを描いて砂浜が続く千里浜や増穂浦、周りを森に囲まれて青い水がまるで湖のような景観を作り出すリアス海岸の九十九湾など、変化に富んだ自然環境が見られます。地域一帯には、自然林を伐採した後に成長したコナラやアカマツ等からなる二次林と水田、そして県木であるアテ（ヒノキアスナロ）の人工林が織りなす里山が広がっています。

このように、本県の自然環境は多様で変化に富んでおり、さまざまな地域に固有の自然がありますが、そうした環境に適応した様々な生きものがあること、そして、それらが網の目のようにからむ生態系の中でつながりを持ちながら生きていることを「生物多様性」と呼んでいます。私たちの暮らしは、このような生物多様性から得られる恵みによって成り立っています。

生物多様性を守り、同時に賢く利用するための国際的な枠組である「生物多様性条約」では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義して、①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性があるとし、それぞれの保全が必要であるとしています。

(1) 生態系の多様性

本県の様々な自然環境には、そこに適応した多様な生きものが見られます。例えば森林では、平地の社叢に残る常緑広葉樹林や里山に広がるコナラ等の落葉広葉樹林、スギやアテなどの針葉樹の人工林、白山のブナやミズナラ等の広葉樹林の天然林など、多様なタイプの植生が見られます。そこには、植物だけではなく、大きなものではツキノワグマやイヌワシから、小さなものでは昆虫、ダニやカビ等、多様な生きものが暮らしています。海を見ると、能登の岩礁海岸では、ホンダワラ類等の海藻が「海中林」と呼ばれる森林のような環境を作り、そこにはたくさんの魚類やエビ、カニのほか、海藻を食べるサザエやウニ、小魚の食物となるプランクトン等、多様な生きものの姿を見ることができます。そして、生きものたちは個々バラバラに生きているのではなく、捕食関係にある、互いに競争する、または互いに助け合う等、複雑な関係を持っており、1つの環境の中でいろいろなネットワークを形成しています。このように、多様な生きものが暮らすことのできる多様な環境があることを「生態系の多様性」と呼びます。

(2) 種の多様性

本県には、実に多様な生きものが暮らしています。例えば鳥類は、稀に渡ってくるものを含めて約430種が確認されていますが、これは全国で確認された鳥類の約7割に相当します(2000年時点で日本産鳥類は542種とされています)。これらの鳥類は、森林、開けた草原、高山、河川、

海岸、外洋等、本県の多様な自然環境に生息しています。さらに、1つの環境、例えば白山のブナ林だけを見ても、高木の梢にいるオオルリ、幹で食物を捕るアカゲラ、地上で暮らすヤマドリ、溪流沿いで活動するカワガラス、上空を飛びまわって昆虫を捕えるイワツバメ等、数十種の鳥類が確認されています。

本県では、研究者によって名前が付けられている生きものが1万種以上も見られます。日本全体では約9万種、地球上をすべて合わせると約175万種、未知のものも含めると3,000万種と言われる生きものが暮らしています。

互いに交配して子孫を残すことが可能な生きものの集団を「種」と呼び、このようにいろいろな生きものが見られることを「種の多様性」と呼びます。

(3) 遺伝子の多様性

様々な環境の変化に対応するためには、1つの種の中にも大きなもの、小さなもの、乾燥に強いもの、弱いもの、病気に強いもの等、様々な個性を持つ個体が存在することが有利です。

農業においては、多様な遺伝子を持った野生種の中から、これまで長い時間をかけて交配を繰り返して、優れた性質を持った遺伝子を受け継いだ農作物や家畜の品種を育ててきました。

だいこん、にんじん、稲等、それぞれの種の中にも様々な性質のものがあり、異なる「品種」として栽培されています。この中には地方独特のものが多く、その土地に適した性質を持ち、その土地ならではの方法で栽培され、利用されています。本県の加賀野菜も1つの例です。

アサリの貝殻の模様が違うように、1つの種の中にも少しずつ違いがあり、同じ種の動物の1匹ごとに、または樹木や草の1本ごとに、大きさや色、形、性質が異なっていることを「遺伝子の多様性」と呼びます。

これら3つのレベルの多様性と生物種の間をまとめると、「遺伝子の多様性」は環境への適応や種の分化など生物の進化のもとであり、これが低下すれば種の遺伝的劣化が進み、絶滅の危険性が高くなると言われています。また「生態系の多様性」は、多様な種が棲み分けることで様々な自然条件に適応した結果であり、これが低下すれば環境変化などによる種の絶滅リスクが高まることとなります。そして、「種の多様性」は、これらの双方のもととなり、生物多様性の要であると言われています。

■トピックス■ 加賀野菜と食文化、生物多様性

野菜や穀物、家畜・家禽等の飼育・栽培動植物には、元来、地域ごとに様々な品種がありました。これらの品種は、人が作り出し、人が利用することで維持されてきました。ところが、社会情勢の変化に伴い、食料の増産と規格化（大きさや見た目が揃ったものを生産すること）が進められる中で、多収量で病害虫への抵抗性が高く、同じ品質のものが収穫できる一代交配種と呼ばれる品種が主流となってきました。そして、大部分の品種は消えてしまい、飼育・栽培動植物の多様性は、世界的に見ても急速に失われています。

「加賀野菜」とは、城下町である金沢市周辺で主に江戸時代から受け継がれてきた伝統野菜のことです。これらは、金沢の気候、土壌、食生活、地域行事等に適応・対応するように選抜され、品種の固定が繰り返されて、作られ、守られてきたものです。

高度経済成長とともに野菜も、大量生産・大量供給・単品が求められるようになり、加賀野菜等の生産も衰退しました。しかし近年は、地域の風土に合った地方独特の野菜・品種が見直されるようになってきました。伝統があり個性的な加賀野菜もその一つで、ブランド認定も行われています。

加賀野菜は、源助だいこん、あんかけ料理等に用いられる加賀太きゅうり、亜熱帯原産で江戸時代から栽培されている金時草（きんじそう）、打木赤皮甘栗かぼちゃ等、多くの作目が知られています。

このような多様な品種は、生物多様性のうちの「遺伝子の多様性」にあたります。加賀野菜のような古くからの品種が持つ多様な遺伝子を守っていくことは、気候変動や環境の変化、需要の変化に合わせて、将来の世代が作物を品種改良する時に利用可能な遺伝資源を守ることにもつながります。



加賀野菜

2. 生態系サービスと生物多様性の重要性

これまで、「生物多様性」という言葉は、あまり馴染みのない、聞きなれないもので、普段の生活の中で意識することはほとんどありませんでした。しかし、私たちの普段の生活を振り返ってみると、衣・食・住は生物多様性の恵みによって支えられていることが分かります。このように生きものや生態系に由来し、特に人間がその恩恵によっているものを総称して「生態系サービス」と呼びます。

(1) 生態系サービスの種類

国際連合の提唱によって、世界 95 カ国から約 1,300 人の専門家が参加し、地球規模の生態系に関する環境アセスメント「ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment, MA)」という報告書が 2005 年に発表されました。この中では、生態系サービスを、次の 4 つに分類しています (表 1)。

①供給サービス

供給サービスとは、食料、木材、燃料、繊維、医薬品、水等、私たちの暮らしに必要なものを供給してくれる機能のことです。私たちの衣食住に必要な多くのものは、生きものに由来しています。水道の蛇口をひねると出てくる水は、森や林、農地等に降り注ぐ雨や雪が、落葉などに浸透し蓄えられ、川や地下水となって私たちのもとに届くものです。本県の特産物であるいしりやかぶら寿司、地酒等の発酵食品に必要な、米や野菜などの材料や発酵を進める目に見えない微生物も、私たちの暮らしにとって大切な生物多様性の恵みです。

②調整サービス

調整サービスとは、気候を穏やかにしたり、洪水を抑えたり、水を浄化したりといった私たちを取り巻く環境を暮らしやすいように調節してくれる機能のことです。特に、森林が雨水を蓄え、土壌の流出を防ぎ、気候を穏やかにすることは、近年ますます注目されるようになってきました。河川や湖沼の微生物や、陸上のカビ、キノコの仲間 (菌類) 等は、汚れた水に含まれる有機物を分解して水を浄化する働きをしています。これらの働きは、私たちの生活にとって極めて重要なものであり、それがなければ私たちの暮らしは成り立ちません。

③文化的サービス

文化的サービスとは、様々な生きものやそれが織りなす自然によってもたらされる心身の安らぎや充足、刺激など、私たちの精神面における生活を豊かにしてくれる機能のことです。

花見や紅葉狩り、登山、海水浴、森林浴、釣り、バードウォッチング等のレクリエーションやエコツーリズム、グリーン・ツーリズムなどの観光は、本県の豊かな自然や風景に負うところが大変大きい活動です。

漆器、九谷焼、加賀友禅等の本県の伝統工芸のデザインにも、石川の様々な生きものや自然の風景が取り入れられています。

また、本県で盛んな俳句をはじめ、絵画や写真などの数多い文化的・芸術的な活動、あるいは各地で行われる独特の祭りも、自然に対する畏敬や収穫物への感謝が基底にあるなど、生物多様性に深く関わっています。さらに、子どもにとって自然や生きものと触れあうことは、好奇心や健全な精神を養ううえで、極めて重要であるといわれています。

④基盤サービス

基盤サービスとは、森林で枯木や落ち葉などの分解を通じて土壌が作り出されたり、植物が光合成で酸素や有機物を生産するなどの前述の3つのサービスを支えるうえで基本となる機能です。供給サービスや調整サービスと同じく、基盤サービスの働きは私たちの生活にとって不可欠なものであり、それがなければ私たちは生存することができません。また、生物多様性の劣化に伴う基盤サービスへの悪影響は、様々な形で非常に長い期間にわたって現れます。

表1 生態系サービスの種類

サービスの種類	内容
供給サービス	食料、木材、燃料、繊維、医薬品、淡水等、生態系から得られる私たちの暮らしに必要なものを供給するはたらき。野生動植物からのものと、飼育・栽培動植物からのものを含む。
調整サービス	気候緩和、洪水防止、水質浄化、病害虫の発生の緩和等、人間生活に対する自然の脅威を生態系が緩和するはたらき。
文化的サービス	レクリエーションの機会の提供、美的な楽しみ、芸術のモチーフ、精神的な充足等、生態系がもたらす文化や精神の面での生活の豊かさを与えるはたらき。
基盤サービス	酸素を作る光合成、水の循環、土壌の形成等、人間を含む全ての動植物が生存するために不可欠な環境を作るはたらき。

(2) 生態系サービスの低下

ところが近年、この生態系サービスが低下しつつあることが分かってきました。

ミレニアム生態系評価報告書では、地球上の生態系サービス 24 項目のうち、15 項目ものサービスが低下、または持続できない形で利用されていると結論付けられました（表2）。

過去 50 年間にわたって、主に食糧、水、木材、繊維、燃料の急速な需要増大に対応するために、人はかつてない速さで大規模に生態系を改変してきました。その結果、人間の福利と経済発展に多くの利益がもたらされてきましたが、これらの利益は多くの生態系サービスの劣化ももたらしました。一方で、里山のように人が手を加えることによって高い生物多様性が維持されてきたところは、ライフスタイルの変化や経済的価値が低下し、その利用が行われなくなることで、本来の環境が失われつつあり、生態系サービスの劣化が懸念されています。このままでは 21 世紀前半に生態系サービスはさらに低下していくと予想されており、これを防ぐには、政策や社会の制度、私たちの暮らし方を大幅に変革していく必要があると警告されています。

表2 世界の生態系サービス 24 項目の現状

サービス	サブカテゴリ	状態	サービス	サブカテゴリ	状態
供給サービス			調整サービス		
食糧	農作物（穀物）	▲	大気の調節		▼
	家畜	▲	気候調節	地球規模	▲
	漁獲	▲		地域、地方レベル	▼
	水産養殖	▼	水の調節		+/-
	野生動植物産品	▼	土壌浸食の抑制		▼
繊維	木材	+/-	水浄化と廃棄物の処理		▼
	綿・麻・絹	+/-	疾病の制御		+/-
	木質燃料（薪）	▼	病虫害の抑制		▼
遺伝資源		花粉媒介		▼	
生化学物質、自然薬品、医療品		自然災害の抑制		▼	
淡水		▼	文化的サービス		
		▼	精神的/宗教的価値		▼
		▼	審美的価値		▼
		▼	レクリエーション・エコツーリズム		+/-

Millennium Ecosystem Assessment (2005) Ecosystems and Human Well-Being: Synthesis. Island Press.160p p. より改変

▲：向上 ▼：低下 +/-：変化なし

以上のように、私たちの暮らしは生物多様性に全面的に依存しており、今の豊かな暮らしや文化を未来の世代へ持続可能な形で引き継いでいくためには、生物多様性を保全していくことが不可欠です。

3. 生物多様性の危機

前述のとおり、近年世界中で生態系サービスが低下してきており、生物多様性に危機が迫っています。

資源量の限られた地球上で人口が増加し、食料危機、貧困問題、地域間の紛争等が深刻化し、森林の過剰伐採や、多くの水産資源を含む野生動植物の過剰採取、海洋汚染、水不足等が生じています。

一方、里山のような二次的自然環境において人間活動の減少が生物多様性の劣化を招いているケースも、我が国ばかりでなく様々な国々で見られています。

世界経済の発展に伴い、人と物の国際的な動きが活発化し、多くの生きものが本来の分布域を超えて世界各地に持ち運ばれ、元来その地域にいる生きものの存在を脅かす等、生態系への悪影響を生じています。さらに、地球温暖化の進行による気候の大幅な変動が生じており、人の暮らしを含めた世界中の生物多様性に、広く深刻な影響を与えています。

日本においては、2007年11月に国が策定した「第3次生物多様性国家戦略」の中で、初めて生物多様性に4つの危機があることが示されました。

(1) 第1の危機：開発行為や人間活動による生息環境の破壊・喪失等

第1の危機は「人間活動や開発等、人が引き起こす負の影響要因による生物多様性の影響」です。乱獲や土地利用の変化等のために生きものの生息・生育地が減少したほか、生態系の分断・破壊等によって、絶滅してしまった生きものもありました。我が国では、高度経済成長期やバブル期以後、以前より乱獲や土地利用の変化等は少なくなり安定化に向かっているものの、生態系に与えた影響は現在も続いています。

(2) 第2の危機：人間活動の縮小による生息環境の喪失等

第2の危機は、第1の危機とは逆に「自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響」です。例えば、里山を構成する広葉樹二次林の多くは、薪や炭を生産するために樹木が周期的に伐採され、伐採後の切株から芽生えた再生株を育てることにより、森林の更新を繰り返して来ました。こうして常に明るい林床環境が維持され、豊かな生物が生息・生育していました。また水田は、畦塗や水入れ、代かき、田植え、稲刈り、田起こしといった毎年の手入れによって維持され、そこには多くの水生生物や水草が見られました。

このように、かつては人手が加わることによって維持され、高い生物多様性が保たれていた二次林や棚田、谷間の水田、ため池等は、過疎高齢化等に伴い放置され、生物多様性の劣化が進んでいます。

(3) 第3の危機：人間により持ち込まれたものによる生息環境の破壊等

第3の危機は「人間により持ち込まれたものによる危機」です。未知の化学物質やオオクチバス、アメリカザリガニ等の侵略的な外来生物のように、それまで生態系の中になかったものが入り込み、生態系の変質や劣化を引き起こしています。日本の野外に生息する外国起源の生きもの数は、分かっているだけでも約2000種になります。明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの生きものがペットや展示用、食用、研究等の目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物等に紛れ込んだり、付着して持ち込まれたものも多くあります。現在でも外来生物は全国で徐々に影響を拡大しつつあり、このままでは近い将来、さらに深刻な影響が生じると予想されています。

(4) 地球温暖化による危機

I P C C (気候変動に関する政府間パネル) 第4次評価報告書によると、全球平均気温の上昇の程度に応じて、種の絶滅リスクが高まると予測されています。温暖化に伴う干ばつや森林火災の増加により、食料生産や生態系が脅かされる状況にあり、また逆に森林の減少といった生物多様性の劣化が、地球温暖化を加速させる面もあります。

このように、生物多様性の危機といっても、いろいろな側面があることから、それぞれの生物多様性の現状、危機の状況を把握し、対策をとる必要があります。

4. 国内外の動き

前述のような世界的な生物多様性の危機の状況を踏まえ、1992年にブラジルのリオデジャネイロで国際連合環境開発会議（リオ・サミット）が開かれ、その後の世界の環境保全にとって大変重要な2つの条約が採択されました。その1つが、「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」、そしてもう1つが「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」です。日本は地球サミットの翌年に生物多様性条約を批准し、18番目の締約国となりました。2011年3月現在、193の国と地域がこの条約を締結しています。

生物多様性条約が採択されてから、国内外で様々な生物多様性に関する動きがあり、生物多様性の保全に向けた取組が進められています。

（1）世界の動き

①生物多様性条約とCOP10

生物多様性条約の目的は、①生物多様性の保全、②その持続可能な利用、③遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分の3つです。また、条約の加盟国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした「生物多様性国家戦略」を策定することが求められています。

生物多様性条約では、条約の締約国が概ね2年ごとに集まり、各種の国際的な枠組を策定する締約国会議 COP（Conference of the Parties）が開かれることになっています。2010年10月には、愛知県名古屋市で10回目の締約国会議（COP10：コップテン）が開催されました。

COP10の主要な論点は2つありました。1つは、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という2010年目標の達成度を検証し、次の目標（ポスト2010年目標）を定めること、もう1つは、微生物や動植物から得られる利益をどのように配分するかという国際ルールを定めることで、今後の大きな節目の会議となりました。



②COP10の成果（「新戦略計画・愛知目標」、「名古屋議定書」など）

COP10では、生物多様性の保全に向け2011年以降に世界全体で取り組む努力目標を定めた「愛知目標」が全会一致で採択されました。

「愛知目標」は、「自然と共生する（生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる）世界」を2050年までのビジョン（展望）としました。そして「2020年までに、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施する」と定め、その下に20の個別目標を定めました。

また、もう1つの主要な論点であった遺伝資源の利益の公平な配分についても、国際ルールが「名古屋議定書」として採択されました。薬の開発に役立つ植物や微生物といった遺伝資源がもたらす利益を原産国と分け合う国際ルールであり、日本は2011年秋以降に批准する見通しです。

そして、日本が提案していた、2011年から2020年までの10年を国際社会が協力して生態系保全に取り組む期間とする「生物多様性の10年」についても、国際連合総会での採択を目指すことが決定し、同年12月20日に採択されました。

③生物多様性と「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

ESD（Education for Sustainable Development）とは、社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習や活動のことです。

1992年のリオ・サミットにおいて、持続可能な社会の実現を目指す教育の役割が注目されるようになり、2002年のヨハネスブルグ・サミットで、日本は「持続可能な開発のための教育の10年」を国際連合が宣言するよう日本のNGOとともに提案しました。そして2005年から「国連ESDの10年」が始まりました。

ESDは、単なる知識習得ではなく、学習者自らが価値観を見つめ直し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むことを目指した教育であり、学校、企業、特定非営利活動法人など様々な人たちがESDの担い手であり、学び手となります。

また、地球規模の諸問題に対処できるような新しい教育内容や手法の開発を目指すユネスコスクールは、ESDの推進拠点と位置づけられ、国は加盟校の増加に取り組んでいます。本県では、2010年8月現在、27校が加盟校となっています。

（2）国内の動き

①生物多様性基本法の制定

2008年6月、生物多様性保全が重要な政策に位置づけられるようになったことを受けて、我が国で初めての生物多様性に関する法「生物多様性基本法」が成立しました。この法律では、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則や、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体の責務を定めています。その責務の1つとして、国は生物多様性国家戦略を定める義務を負い（第11条）、都道府県および市町村は、生物多様性地域戦略を定める努力義務がある（第13条）こととされました。

②生物多様性国家戦略の策定

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の施策を体系的に取りまとめ、その目標と取組の方向を示したものです。1995年に最初の国家戦略が決定されて以降、3回の改定が行われ、2010年3月には「生物多様性国家戦略2010」が策定されています。

「生物多様性国家戦略2010」は、2008年6月に生物多様性基本法が施行され、同法第11条に生物多様性国家戦略の策定が規定されたことを受けて策定されたものです。

第1部では生物多様性の意味と生態系サービスの重要性についてのほか、次の4つの基本戦略が掲げられています。

- ①生物多様性を社会に浸透させること
- ②地域における人と自然の関係を再構築すること
- ③森・里・川・海のつながりを確保すること
- ④地球規模の視野を持って行動すること

第2部は「基本戦略」を踏まえた実践的な行動計画として、国の生物多様性関連施策が約720にわたり示されており、新たに「循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組」に関する施策が追加されました。

この戦略は、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」を構築することにより、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」や資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の構築とあいまって、「持続可能な社会」を創り上げるための基本的な計画と位置づけられています。

③生物多様性総合評価の実施

生物多様性総合評価は、環境省生物多様性総合評価検討委員会によって2008年度から2カ年にわたり実施されたもので、1950年代から現在までの日本全国の生物多様性の状況や変化に関わる既存の科学的、客観的な情報等を総合的に分析し、損失の状況を評価しています。検討の結果は2010年5月に報告書として公表され、次のことが指摘されています。

- ①生物多様性の損失は全生態系に及び、現在も続いている。
- ②特に陸水生態系、沿岸生態系、島しょ生態系における生物多様性の損失は大きく、現在も続いている。
- ③過去には第1の危機、現在は第2の危機が増大し、将来的には第3の危機や地球温暖化の危機も懸念される。
- ④こうした損失の対応には地域レベルでの合意が必要である。
- ⑤一部の生態系の損失は、今後不可逆的な変化に発展するおそれがある。

④SATOYAMAイニシアティブの推進

生物多様性の保全にとっては、原生的な自然の保護だけではなく、農林水産業等を通して形成・維持されている二次的自然地域の保全も重要です。しかし、これら二次的自然環境は、都市化、産業化等の進展により世界の多くの地域で危機に瀕しています。

環境省と国際連合大学が協働で進める SATOYAMA イニシアティブは、このような課題を共有し、生物多様性の保全と人間の福利向上のために、地域の特異性に配慮しながら、二次的自然地域における人間と自然の持続可能な関係の維持・再構築を進め、自然共生社会の実現を目指すものです。

COP10 期間中には、「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」が、本県や金沢大学、能美の里山ファン倶楽部等を含めた国内外 51 団体により設立され、COP10 においてその推進などを含む決定が採択されました。

⑤日本の里山・里海評価の実施

2001年、国際連合の呼びかけで「ミレニアム生態系評価 (MA)」というプロジェクトが発足しました。これは、世界の森林、河川、湖沼、農地、海洋等の生態系に関して、水資源、土壌、食料、洪水制御等の生態系機能が、社会・経済にもたらす恵みの現状と将来の可能性を、科学的、総合的に評価したものです。この中では、人間活動による生態系の劣化進行や、生物種の絶滅加速等が警告されています。また、ミレニアム生態系評価を受けて、世界各地で「サブ・グローバル評価」も実施されました。この枠組を適用し、日本で里山・里海を対象に実施されたのが「日本の里山・里海評価」です。

この評価では、過去50年間における日本の里山・里海の変化に焦点をあて、里山・里海の生態系サービスを科学的側面から調査し、その現状分析を行っています。また、2050年の日本の里山・里海の将来像について4つのシナリオを検討しており、こうした将来予測を行うことで、里山・里海の持続可能な管理の方法を探っています。目標として、国や地方自治体の政策の強化、生態系管理の向上等が挙げられており、COP10でその成果が発信されました。

(3) 県内の動き

①生物多様性条約第9回締約国会議 (COP9) への参加

2008年5月にドイツのボンで生物多様性条約第9回締約国会議 (COP9) が開催されました。

本県は、国際連合大学の要請を受け、谷本正憲知事がサイドイベントに参加し、本県の里山保全の取組について講演を行いました。

この会議参加を契機として、県では2008年7月に関係部局からなる「里山利用・保全プロジェクトチーム」を発足させ、部局横断のモデル事業や調査の実施をはじめ、多様な里山里海振興策に取り組むとともに、生物多様性の確保に向けた取組の拠り所となる「生物多様性戦略ビジョン」の策定に取り組むことを決定しました。

②生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）への参加

2010年10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10（10月11日～29日）において、本県は「里山知事サミット」や「生物多様性国際自治体会議」など6つのサイドイベント等に参加し、谷本正憲知事のプレゼンテーションをはじめ、関係者が本県の里山里海の利用保全を中心とした生物多様性保全の取組を世界に発信しました。また期間中、世界の里山的地域で活動する団体が連携し、それぞれの取組の一層の推進を目指す「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」の創設にも加わりました。

また、COP10 会場周辺で開催された「生物多様性交流フェア」では、本県の取組を紹介するブースを出展し、延べ7,000人にもものぼる人々に来場いただくとともに、COP10参加者等を対象としたエクスカージョンを実施し、17カ国46人の海外の方に本県の里山里海を視察していただき、本県の取組について理解していただきました。

③国際生物多様性年クロージング・イベントの開催

国際連合が定めた「国際生物多様性年」であった2010年は、COP10をはじめ世界中で生物多様性を保全する取組や記念行事が行われましたが、その1年を総括するクロージング・イベント（閉年行事）が同年12月に金沢市で開催されました。

式典には29カ国から400名が参加し、国際生物多様性年における国連機関及び世界各国の取組紹介、COP10及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）の成果報告等が行われたほか、2011年の「国際森林年」への橋渡しも行われました。

また、生物多様性や里山里海に対する県民の理解を深め、保全活動への参加を促すため開催した記念シンポジウムでは、谷本正憲知事がプレゼンテーションを行い、人の手が入ることで維持されてきた本県の里山里海の魅力や保全の取組を世界に向け発信しました。また、学識経験者や著名人によるスピーチ及びパネルディスカッションのほか、COP10名誉大使でアーティストのMISIAさんによるメッセージソングの披露も行われました。あわせて、2011年度から県内で生物多様性の確保に向けた森づくりなどを行う「MISIAの森プロジェクト」の実施も表明されました。

④世界農業遺産（GIAHS）の登録

国際連合食糧農業機関（FAO）は、世界的に重要な農業に関する地域資源を未来に継承することを目的に2002年から「世界農業遺産（GIAHS：Globally Important Agricultural Heritage System）」の登録を開始し、2010年11月末現在、世界で8カ所が登録されています。世界農業遺産では、生態系や土地景観、慣習、伝統農業など、農業を営むうえで関連する文化的諸要素を含めて地域資源と捉えるとともに、現在営まれている農業生産活動及び基盤となる生物資源や生物多様性を重視し、次世代への継承を目指しています。

2010年12月には、羽咋市以北の4市4町が協議会を設立し、本県と国際連合大学の推薦を受け、「能登の里山里海」を登録申請しました。登録が実現すれば、国内第1号となります。

■トピックス■ 生態系と生物多様性の経済学

これまで十分認識されてこなかった生物多様性の「経済価値」を地球規模で推計し、その重要性や生物多様性と生態系サービスの損失の影響を分かりやすく表現することを目的に、「TEEB(The Economics of Ecosystems & Biodiversity)」(生態系と生物多様性の経済学)という世界的なプロジェクトが行われました。これは、生物多様性の重要な価値や損失を「可視化」することにより、世界の人々にその大切さを実感してもらおうとするもので、例えば、二酸化炭素を吸収する森林や水産資源を育むサンゴ礁などについて、その役割や回復にかかるコストなどを試算しています。

2010年10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10において、TEEBの最終報告書が発表され、生態系の破壊による世界の経済損失は、何も対策が取られなかった場合、年間最大4.5兆ドルにも達すると結論づけられました。一方で、世界全体で年間450億ドルの保全対策が実施されれば、逆に年間5兆ドル相当の利益が生態系からもたらされるとも試算されています。